

第6 川崎市こども文化センター

所管部局	市民局 地域生活部 青少年育成課
指定管理者	(財)かわさき市民活動センター、(福)青丘社、菅生こども文化センター 運営協議会、NPO 法人川崎児童健全育成会コッコロ
指定管理期間	平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日(5 年間)

I 施設の概要

1. 施設の設置目的

川崎市こども文化センター（以下、「こども文化センター」という。）は、児童福祉法第 40 条に基づく児童厚生施設であり、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置された施設である。

2. 施設の内容

こども文化センターは、上記目的のため児童の遊びを指導する業務、地域との連携に関する業務、施設管理その他の業務を実施している。

名称	川崎市こども文化センター
利用対象	0 歳～18 歳未満の児童 児童の健全育成に携わる地域の方々 市民活動に携わる地域の方々
利用料金	無料
運営内容	小学生、中学生、高校生等、児童の居場所づくり 児童を対象とした行事等の開催（例、ゲーム大会・おやつ作り） 児童を対象とした遊びの支援（例、けん玉・コマなどの伝承遊び ド ッジボール等のスポーツ） 自主的保育サークルへの支援 青少年団体・市民活動団体への利用
開館時間等	開館時間 午前 9 時 30 分から午後 9 時 （日曜日・祝日は午後 6 時まで） 休館日 12 月 29 日から 1 月 3 日

こども文化センターは概ね 1 中学校区に 1 箇所の計 59 館あり、その内訳は川崎市設置（指定管理施設）58 館、民設民営 1 館が設置されている。

閉館時間は、中高生の居場所作りを目的として午後 9 時としており、近隣自治体における類似施設が午後 6 時閉館となることと比べて長時間となっている点が特徴的である。

各施設の詳細は次のとおりである。

区	施設名	所在地	延床面積	開設年月日	管轄わくわくプラザ、その他
川崎	旭町	川崎区旭町 2-1-5	1171.95	昭和35年5月10日	旭町小、宮前小、児童ホール
		〃 日進町 5-1			
	日進町	(福祉センター内)	543.98	昭和49年6月1日	川崎小、京町小
	渡田	〃 渡田 1-15-5	330.39	昭和61年4月1日	田島小、向小
	大師	〃 大師公園 1-4	358.17	昭和35年12月24日	大師小、四谷小
	藤崎	〃 藤崎 4-17-6	330.82	昭和53年5月30日	藤崎小、川中島小
	殿町	〃 殿町 1-18-13	330.98	昭和60年4月1日	殿町小、東門前小
	田島	〃 田島町 20-23	324.1	昭和55年5月1日	渡田小
	浅田	〃 浅田 3-7-10	330.25	昭和62年4月1日	浅田小、小田小
	小田	〃 小田 2-16-9	330.04	平成元年4月1日	新町小、東小田小
幸	桜本	〃 桜本 1-5-6	630 (含ふれあい館)	昭和62年4月1日	桜本小、東桜本小、大島小、東大島小、
	南河原	幸 区都町 74-2	380.6	昭和35年12月24日	南河原小、幸町小
	小倉	〃 小倉 1630	344.44	昭和50年12月20日	小倉小、東小倉小
	幸	〃 戸手本町 1-11-5	344	昭和55年5月1日	戸手小、西御幸小、御幸小
	南加瀬	〃 南加瀬 2-19-3	486.24	昭和56年4月1日	南加瀬小、夢見ヶ崎小
	下平間	〃 下平間 70-1	330.45	昭和60年4月1日	下平間小、古市場小
	北加瀬	〃 北加瀬 2-12-12	329.94	平成元年4月1日	日吉小、古川小
中原	小杉	中原区小杉町 3-417	484.7	昭和52年5月1日	今井小
	玉川	〃 市ノ坪 464-2	330.39	昭和53年4月1日	玉川小、下沼部小
	住吉	〃 木月祇園町 17-6	333.1	昭和37年3月17日	住吉小、東住吉小
	新城	〃 下新城 1-2-4	346.52	昭和55年4月1日	新城小、橋小
	平間	〃 上平間 1323	360.71	昭和41年4月10日	平間小、下河原小
	大戸	〃 上小田中 2-24-1	338.41	昭和40年5月22日	大戸小、大谷戸小
	新丸子	〃 新丸子町 691-7	342.76	昭和58年4月1日	上丸子小、西丸子小
	西加瀬	〃 西加瀬 5-5	331	昭和61年4月1日	荻宿小、木月小
	井田	〃 井田杉山町 16-38	330.92	昭和62年4月1日	井田小、下小田中小
	宮内	〃 宮内 3-4-3	329.6	平成元年4月1日	宮内小、中原小
高津	末長	高津区末長 1289	352.64	昭和43年5月3日	末長小、新作小
	上作延	〃 上作延 1142-4	302.45	昭和51年5月20日	上作延小、南原小
	高津	〃 溝口 3-10-8	331.4	昭和37年3月31日	高津小、下作延小
	子母口	〃 子母口 983	330.83	昭和59年4月1日	久末小、子母口小
	二子	〃 二子 5-14-61	345.64	昭和61年4月1日	坂戸小、久本小
	梶ヶ谷	〃 梶ヶ谷 6-1-10	330.73	昭和63年4月1日	梶ヶ谷小、西梶ヶ谷小
	東高津	〃 下野毛 1-3-2	329.96	平成8年10月1日	東高津小
宮前	宮崎	宮前区宮崎 1-7	329.52	昭和48年5月1日	宮崎小、宮崎台小
	有馬	〃 有馬 4-5-2	324.68	昭和53年5月1日	西有馬小、鷺沼小、有馬小
	野川	〃 野川 3182-1	332.3	昭和56年6月1日	西野川小、南野川小、野川小
	宮前平	〃 宮崎 6-2	328.49	昭和57年4月1日	富士見台小、宮前平小
	平	〃 平 2-13-1	341.47	昭和52年6月1日	向丘小、長尾小
	菅生	〃 菅生ヶ丘 13-2	334.31	昭和50年5月20日	稗原小
	白幡台	〃 白幡台 1-13-1	337.36	昭和60年6月1日	白幡台小、平小
多摩	蔵敷	〃 菅生 5-3-21	331.96	昭和63年4月1日	菅生小、犬蔵小
	錦ヶ丘	多摩区栗谷 3-28-2	304.14	昭和49年12月1日	南生田小、生田小
	菅	〃 菅北浦 3-11-1	320.94	昭和55年4月1日	菅小、東菅小
	枳形	〃 枳形 6-3-1	339.38	昭和37年3月31日	東生田小
	長尾	〃 長尾 1-12-7	323.39	昭和57年4月1日	稲田小、久地小
	中野島	〃 中野島 4-22-7	330.18	平成元年4月1日	中野島小、下布田小
	三田	〃 三田 3-7-4	330.66	昭和63年4月1日	三田小
麻生	南菅	〃 菅馬場 3-26-1	330.7	平成2年6月1日	南菅小、西菅小
	王禅寺	麻生区王禅寺 東 5-32-15	310.8	昭和56年4月1日	王禅寺小、東柿生小
	百合丘	〃 百合丘 1-11-2	400.34	昭和46年8月1日	百合丘小、西生田小
	片平	〃 片平 5-25-1	358.48	昭和58年4月1日	片平小、栗木台小
	東百合丘	〃 東百合丘 3-1-10	332.75	昭和59年4月1日	長沢小、南百合丘小
	白山	〃 白山 4-2-2	330.83	昭和61年4月1日	真福寺小、白山小
	千代ヶ丘	〃 千代ヶ丘 1-20-60	330.01	昭和62年4月1日	金程小、千代ヶ丘小
	虹ヶ丘	〃 虹ヶ丘 1-22-1	330	昭和62年4月1日	虹ヶ丘小
	麻生	〃 上麻生 4-32-2	330.05	平成3年4月1日	麻生小
	柿生	〃 上麻生 7-18-32	330.36	平成3年4月1日	柿生小
岡上	岡上	〃 岡上 277	330.82	平成5年4月1日	岡上小

3. 施設の運営及び維持管理の形態の変遷

川崎市が設置するこども文化センター58館のうち、桜本こども文化センターを除く57館は、平成14年度まで川崎市直営で運営され、平成15年度から平成17年度までは(財)かわさき市民活動センターによって委託管理されてきた。また、昭和63年設置の桜本こども文化センターは、設立時から平成17年度まで、ふれあい館との一体運営を(福)青丘社によって委託管理されてきた。

指定管理者制度を導入した平成18年度からは、下記の団体が指定管理者に選定され、施設の運営及び維持管理にあっている。制度導入前と後とでは、(財)かわさき市民活動センターが委託管理してきた57館のうち、菅生と岡上の2館の運営主体のみが変わったところである。

こども文化センター名	指定管理者
桜本こども文化センター	(福)青丘社
菅生こども文化センター	菅生こども文化センター運営協議会
岡上こども文化センター	NPO 法人川崎児童健全育成会コッコロ
上記を除く55こども文化センター	(財)かわさき市民活動センター

4. 施設の収支の状況

平成18年度におけるこども文化センター(全58館)の収支状況は以下のとおりである。

【こども文化センター平成18年度収支決算書】

(単位：千円)

	右記以外のこども文化センター55館計	ふれあい館・桜本こども文化センター	岡上こども文化センター	菅生こども文化センター
収入	2,635,619	134,211	31,580	24,093
指定管理料	2,635,619	134,211	31,580	24,093
支出	2,487,259	128,727	33,853	24,108
人件費	2,200,864	113,651	28,381	21,527
管理費	70,299	8,326	4,059	2,090
事務経費	216,096	6,750	1,413	490
差引	148,360	5,484	△ 2,273	△ 15

5. 指定管理者制度導入の効果額の測定

こども文化センターの事業費は、一般財源及び国庫支出金等から充当されている。こども文化センターのうち大部分を占める55館の運営は、指定管理者制度を導入後も従来と同じ(財)かわさき市民活動センターが実施している。

指定管理者制度の導入前と導入後で、市が支出する事業費及びそれに充当される一般財源(予算ベース)は以下のとおりである。

指定管理者制度導入効果額である一般財源減少額は、桜本こども文化センターを除くこども文化センター57館合計で140,743千円にのぼっている。経費の減少の主な要因は、主として臨時職員のスキル向上や職員の経験に基づく効率的な配置を行ったこと、市からの派遣職員（館長）の引き揚げによりプロパー館長との給与差(含む福利厚生費等)が生じ、人件費が減少したことである。

桜本こども文化センターは、合築されているふれあい館の業務の独自性・特殊性から1社のみの応募となり、経費面での競争とならなかったため、一般財源は指定管理者制度を導入する前に比べ7,030千円増加している。

① 桜本こども文化センター以外の合計 (単位:千円)

	事業費	一般財源
制度導入前に要した経費	2,910,032	2,811,042
制度導入後に要した経費	2,776,562	2,670,299
制度導入効果（差引）	133,470	140,743

(注)わくわくプラザ運営費を含み、備品貸付収入は含めず、経費は概算値を使用

② 桜本こども文化センター (単位:千円)

	事業費	一般財源
制度導入以前に要した経費	91,042	88,622
制度導入後に要した経費	97,824	95,652
制度導入効果（差引）	△ 6,782	△ 7,030

(注)わくわくプラザ運営費を含み、備品貸付収入は含めず、経費は概算値を使用

Ⅱ 指定管理者の概要

1. (財)かわさき市民活動センター

前述のとおり、川崎市設置のこども文化センター58館は、(財)かわさき市民活動センター、(福)青丘社、菅生こども文化センター運営協議会、NPO 法人川崎児童健全育成会コッコロが指定管理者として指定されている。

包括外部監査に当たっては、主に、こども文化センター58館のうち55館の指定管理者となった(財)かわさき市民活動センターを検討することとし、その他3団体は付随的に検討を要する事項のみ記載する。

なお、現場視察は、(財)かわさき市民活動センターが指定管理者となっている幸こども文化センターを視察した。

(1) 法人の概要

(財)かわさき市民活動センターは、市民福祉増進のために、ボランティア意識の啓発及び

ボランティア・市民活動の開発を通じ、市民相互の連帯と協調の意識を高めるとともに、市民主権と参加の原則に基づき、ボランティア・市民活動、青少年活動、その他の地域的諸活動への市民参加を推進・援助し、あわせて青少年を健全育成し、もって住みよい文化的な地域社会の確立に寄与することを目的として、市民と川崎市が出資して設立された財団法人である。

法人名	(財)かわさき市民活動センター (平成 15 年 4 月に川崎ボランティアセンターから名称変更)
設立年月日	昭和 57 年 3 月 31 日 (開設は同年 4 月 8 日)
所管部局	市民局地域生活部地域生活課
基本財産	38,478 千円 (平成 19 年 3 月末) うち川崎市の出損 10,000 千円 (出資比率 26.0%) ※残りの 74.0%は市民からの寄付金
職員数	(平成 18 年 7 月現在) 役員 20 名 (うち市職員 2 名) 職員 311 名 (うち市職員 24 名)
実施事業	・ ボランティア意識の啓発・広報 ・ ボランティア・市民活動、青少年活動、その他の地域的諸活動に関する情報の収集及び提供、調査及び研究 ・ ボランティア・市民活動の育成及び活動促進並びに研修、相談 ・ こども文化センター (55 館) の管理運営の受託 ・ わくわくプラザ事業 (106 校) の受託

(2) 収支等の状況及び市からの補助等の状況

①収支等の状況

(単位:千円)

区分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
総収入	148,209	2,934,321	3,042,613	2,907,320	2,680,096
総費用	140,789	2,928,398	3,036,370	2,902,705	2,675,008
次期繰越収支差額	7,420	5,922	6,242	4,615	5,088
総資産	137,156	248,146	297,341	529,928	593,823
総負債	96,969	206,402	252,051	482,416	485,776
正味財産	40,187	41,743	45,290	47,511	108,047
正味財産増減額	△268	1,555	3,547	2,221	60,535
基本金	30,530	30,546	32,920	36,713	108,047

平成 15 年度より総収入・総費用が多くなっているのは、市の直営で実施されていたこども文化センターの管理を平成 15 年度より財団が受託したことに伴うものである。

②市からの補助等の状況

(単位:千円)

区分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
補助金	52,854	130,214	160,261	158,815	164,757
委託料	82,692	2,790,586	2,868,450	2,707,027	7,762
指定管理料	—	—	—	—	2,487,259
合計	135,546	2,920,800	3,028,711	2,865,842	2,659,778

(注)平成 18 年度の指定管理料は、年度協定金額 2,635,619 千円から剰余分 148,360 千円を返納した後の金額である。

Ⅲ 指定管理者の選定の経緯

1. 募集期間

平成 17 年 7 月 12 日から 8 月 22 日

2. 応募団体

応募団体は以下のとおりであり、桜本こども文化センターを除き各館 2～3 団体が応募している。

館名	応募団体
旭町	(財)かわさき市民活動センター、(株)日本保育サービス NPO 法人風
藤崎	(財)かわさき市民活動センター、(株)日本保育サービス 日本労働者協同組合連合会センター事業団川崎事業所
田島、小田	(財)かわさき市民活動センター、(株)日本保育サービス、関トウ㈱
桜本	(福)青丘社
末長、高津、子母口、 二子	(財)かわさき市民活動センター、(株)日本保育サービス 高津区子ども会連合会
宮崎、有馬、千代ヶ 丘、虹ヶ丘、岡上	(財)かわさき市民活動センター、(株)日本保育サービス NPO 法人コッコロ
菅生	(財)かわさき市民活動センター、(株)日本保育サービス 菅生こども文化センター運営協議会
蔵敷	(財)かわさき市民活動センター、(株)日本保育サービス (有)コスモジオ産業
上記以外の 42 館	(財)かわさき市民活動センター、(株)日本保育サービス

3. 選定基準

選定基準は以下のとおりである。

選定基準
① 応募団体、法人等の概要、実績及び経営に関すること
② 管理運営及び職員体制に関すること
③ 住民のニーズの把握、サービスの提供、事業の実施に関すること
④ 施設の安全管理に関すること
⑤ その他

4. 選定の結果

応募団体より提出された事業計画書等の関係書類及びヒアリングを踏まえ、上記選定基準に従って、(財)市民活動センター、(福)青丘社、菅生こども文化センター運営協議会、NPO 法人川崎児童健全育成会コッコロが選定された。

選定にあたっては、事業提案の内容等について外部有識者のコンサルタントの意見を参考としたところである。また、市民局指定管理者予定候補者選定等委員会要綱に従い、(財)市民活動センターの理事に就任している委員（地域生活部長）は、同財団が応募している57館の議決には加わっていない。

IV 監査の結果

担当部局における監査の結果

1. 選定過程における透明性の確保について

指定管理者予定候補者選定等委員会の委員は、関係部局の局長、部長により構成されている。選定委員会に先立ち、外部有識者よりの意見を聴取する機会は設けられているが、選定委員に有識者は加えられていない。

58 館中 55 館のこども文化センターの指定管理者として選定された(財)かわさき市民活動センターは、所管である市民局地域生活部長が理事に就任している市の出資法人である。

こども文化センターの指定管理業務が重要なウェイトを占める同法人が、こども文化センターの指定管理者から外れることは、職員の雇用問題等を含めた出資法人のあり方の方向性そのものに非常に重要な影響を与える問題である。このような外観的独立性が確保されていない団体を選定する場合、指定管理者の選定過程の透明性・公平性を一層確保する必要がある。具体的な手法については「第1節 全般的事項 第4 川崎市の指定管理者制度 IV 監査の結果 1. 選定過程の透明性の確保について」を参考にされたい。

また、(財)かわさき市民活動センターの役員に就任している委員は、団体の採点こそ行っていないものの選定委員会の議事には参加しており、議事そのものから除くことが必要である。

2. 評価単位及び募集単位の適正性について

こども文化センターの指定管理者募集にあたって、指定管理の単位は、様々な団体の参画を可能にするという観点から、グルーピングは行わず1館ごとの募集が行われた。

その結果、桜本こども文化センターは、従来からの管理委託先である(福)青丘社のみの応募が、残る57館は各館2～3団体の応募があった。

選定結果の資料を閲覧したところ、(財)かわさき市民活動センターは57館すべてにつき同一点数(740点)であった。(財)かわさき市民活動センターが提出した事業計画書を任意の数館につき閲覧したところ、似通った表現が散見されたもののまったく同一ではなかった。事業実施に関することなどは、地域の特性等に応じて記載内容が異なり、評価結果にばらつきが出てしかるべきである。評価結果がすべて同一点数となっていることは、1館単位ごとに適切な評価を実施したのかについて疑義が残る結果である。1館単位で募集したのであれば、各館ごとの評価も各項目につき個別に実施することが必要である。

また、こども文化センターは、スポーツ施設等と異なり、1施設当たりの規模はそれほど大きいものではない。そのため、民間事業者にとっては、ある程度まとまった単位の施設で指定管理者に選定されなければ採算性を確保できず、単館での募集を見送った可能性もある。あわせて、施設数が多いことを考慮すると、単館での募集ではなく、地域性等を勘案したグルーピングを行い、グループ単位で指定管理者を募集することも有用と考える。

3. 選定基準の妥当性について

選定基準は、以下のとおりであり、基準点は 140 点満点の 84 点（60%）とされている。

選定基準	点数配分	割合
① 応募団体、法人等の概要、実績及び経営に関すること	35 点	25.0%
② 管理運営及び職員体制に関すること	30 点	21.4%
③ 住民のニーズの把握、サービスの提供、事業の実施に関する こと	45 点	32.1%
④ 施設の安全管理に関すること	20 点	14.3%
⑤ その他	10 点	7.2%
合 計	140 点	100.0%

さらに詳細な選定基準項目があり、それに従って配点ウェートを集計したところ、

施設の事業実施に関する基準（施設の経営計画や運営方法に関する項目）： 70 点（50%）

管理経費の縮減に関する基準（経費見積りに関する項目）： 5 点（4%）

施設の管理能力に関する基準（応募団体の概要や職員体制に関する項目）： 40 点（29%）

その他の基準（上乗せ提案などに関する項目）： 25 点（17%）

であり、管理経費縮減に関する基準であるところの経費見積に関する項目は「⑤その他」に含まれており、配点ウェートは 5 点（4%）と極めて低いものとなっていた。

川崎市子ども文化センター条例第 4 条では、指定管理者の満たすべき要件として次の 3 点を規定している。

【川崎市子ども文化センター条例 第 4 条】

- ① 子ども文化センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- ② 事業計画書の内容が、子ども文化センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書の内容に沿った子ども文化センターの管理を安定して行う能力を有すること。

上記②のうち、管理経費の縮減以外の項目は、評価項目の主要な部分を占めるが、管理経費の縮減への配点は 140 点中の 5 点とかなりウェートが低い。今回の外部包括監査で個別検討した 8 施設の中でも、管理経費の縮減に関する基準が全体の 4%しかないのは著しく低い配点ウェートである。

今回の指定管理者に選定された団体の経費が、最も低い額を提案した団体の約 1.5 倍のケースもあった。指定管理者制度の趣旨が、市民サービスの向上及び管理経費の縮減にあることを踏まえると、限られた財源を効率的に使用するという観点から、経費面に対する考慮も指定管理者選定の重要な評価要素であり、評価基準の見直しを検討する必要がある。

指定管理者における監査の結果

4. 資金の管理について

こども文化センターの管理に関する基本協定書第34条では、施設の運營業務に係る資金の収支について、他の会計と区分して経理するものとし、独立した帳簿及び預金口座により管理しなければならないとされている。

しかし、(財)かわさき市民活動センターの決算書には、施設にかかる特別会計は設けられておらず、一般会計の中で“青少年事業費支出”として区分されているに過ぎない。基本協定書第34条の趣旨は、指定管理に関わる収支を一般会計部分と明確に区別し、決算書で確認することにあると考えられるが、現状では指定管理にかかった経費を決算書上確認することは困難な状況にある。

また、預金口座も指定管理事業単独の口座が設けられておらず、その他の事業と一括した管理が実施されており、協定に反する状態となっている。協定に従い、独立した帳簿及び預金口座により管理する必要がある。

5. 事業報告書における収支報告について

平成18年度川崎市こども文化センターの管理に関する年度協定書第5条においては、指定管理者と市の協議により剰余金を返納できる旨が定められている。平成18年度の指定管理料は、この条項に基づき、「平成18年度川崎市こども文化センターの管理に関する年度協定書における覚書」（以下「覚書」という）において、収入金額が支出金額を上回る場合その差額を返納する旨の取り決めがなされ、148,359千円が(財)かわさき市民活動センターより川崎市へ返納されていた。

【川崎市こども文化センターの管理に関する年度協定書における覚書】

第3条 前条の収入金額(指定管理料)が支出金額(協定で定められた管理経費)を上回る場合、その差額を返納金額とする。

第4条 乙((財)かわさき市民活動センター)は、前条で定める金額を、平成19年5月までに甲(川崎市)の指定する方法で、返納するものとする。

法人税法上、営利を目的としない公益法人等であっても、法人税等が規定する収益事業を営んでいる場合には法人税等が課税されるが、事業の対価が実費弁償であると所轄税務署長等の確認を受けた場合には収益事業として扱わないとされているため（法人税基本通達15-1-28）、剰余部分について返納を行ったものである。

ただし、返納金額148,359千円は剰余金の全額ではなく、実際の剰余額198,359千円から財団留保分50,000千円を除いた金額である。この50,000千円は、将来の従業員の退職金の支払いに備えて財団内に留保したものであり、(財)かわさき市民活動センター青少年事業特定預金設定要綱に基づき、特定資産（青少年事業資産）へ振替えられている。

財団留保分50,000千円は事務経費に含めて報告されており、指定管理施設の管理運営に

関わる実際の経費が適切に報告されていない。経費報告を求める趣旨が、指定管理者の事業実施状況の適切性を確認するものであることを考えると、経費につき正確な報告を行う必要がある。

なお、覚書によれば、「返納金額は年度協定に定める金額が管理に要した経費等を上回る場合、その差額を返納金額とする」とされていることから、経費として報告する金額は、返納金額に影響を与えるため、今後の取扱いに留意されたい。

6. 減価償却費相当額の二重計上について

平成 18 年度の(財)かわさき市民活動センターの正味財産増減計算書において、減価償却費 1,846 千円が計上されているが、それに加え同額の自動車購入引当金繰入額 223 千円、固定資産購入引当金繰入額 1,622 千円が計上されており、減価償却費相当額が 2 重計上となっている。

指定管理料は別途取り決められており、会計処理の誤りが指定管理料に影響を及ぼすものではないが、財務諸表及びそれを基礎として作成される経費報告は、当該財団の指定管理業務が経費面で適切に実施されているかどうかの目安となるものであり、適切な会計処理を行う必要がある。

V 意見

担当部局に対する意見

1. 夜間利用状況を踏まえた閉館時間の見直し等について

こども文化センターの閉館時間は、中高生の居場所作りを目的として午後 9 時となっているが、夜間（午後 6 時から 9 時）の利用状況をみると下記のとおりである。

【平成18年度夜間利用状況】				(単位：人)	
区	館名	利用者数(A)	うち夜間利用者数(B)	1日当たり夜間利用者(B/290日)	夜間利用率(B/A)%
川	旭町	21,956	961	3.31	4.40%
	日進町	18,708	709	2.44	3.80%
	渡田	24,888	4,697	16.2	18.90%
	大師	26,192	1,846	6.37	7.00%
	藤崎	19,449	1,919	6.62	9.90%
崎	殿町	25,298	3,284	11.32	13.00%
	田島	18,301	1,767	6.09	9.70%
	浅田	35,171	4,739	16.34	13.50%
	小田	26,795	2,566	8.85	9.60%
	桜本	48,216	5,493	18.94	11.40%
幸	南河原	29,491	1,012	3.49	3.40%
	小倉	20,170	1,028	3.54	5.10%
	幸	18,688	607	2.09	3.20%
	南加瀬	21,401	2,203	7.6	10.30%
	下平間	14,623	716	2.47	4.90%
中	北加瀬	24,356	3,507	12.09	14.40%
	小杉	16,522	2,502	8.63	15.10%
	玉川	16,444	1,771	6.11	10.80%
	住吉	17,784	934	3.22	5.30%
	新城	24,711	1,222	4.21	4.90%
原	平間	24,764	3,329	11.48	13.40%
	大戸	21,773	1,311	4.52	6.00%
	新丸子	12,204	1,467	5.06	12.00%
	西加瀬	16,502	1,379	4.76	8.40%
	井田	21,432	1,889	6.51	8.80%
高	宮内	18,283	2,161	7.45	11.80%
	末長	37,186	2,045	7.05	5.50%
	上作延	24,842	1,388	4.79	5.60%
	高津	28,658	2,131	7.35	7.40%
	子母口	22,306	2,880	9.93	12.90%
津	二子	22,594	2,282	7.87	10.10%
	梶ヶ谷	15,577	937	3.23	6.00%
	東高津	24,367	2,808	9.68	11.50%
	宮崎	34,411	1,452	5.01	4.20%
	有馬	16,766	660	2.28	3.90%
宮	野川	33,644	2,491	8.59	7.40%
	宮前平	22,343	1,154	3.98	5.20%
	平	17,145	1,210	4.17	7.10%
	白幡台	17,578	2,594	8.94	14.80%
	蔵敷	21,518	1,533	5.29	7.10%
前	菅生	17,181	2,128	7.34	12.40%
	錦ヶ丘	12,013	883	3.04	7.40%
	菅	19,323	1,169	4.03	6.00%
	枌形	14,516	1,819	6.27	12.50%
	長尾	16,937	1,933	6.67	11.40%
摩	中野島	31,006	2,793	9.63	9.00%
	三田	24,557	742	2.56	3.00%
	南管	13,139	346	1.19	2.60%
	すかいきつず	20,446	1,944	6.7	9.50%
	王禅寺	14,708	305	1.05	2.10%
麻	百合丘	31,887	1,014	3.5	3.20%
	片平	15,036	448	1.54	3.00%
	東百合丘	17,302	992	3.42	5.70%
	白山	20,674	1,705	5.88	8.20%
	千代ヶ丘	16,749	730	2.52	4.40%
生	虹ヶ丘	17,028	479	1.65	2.80%
	麻生	24,765	1,105	3.81	4.50%
	柿生	18,644	888	3.06	4.80%
	岡上	14,489	582	2.01	4.00%
合計		1,283,457	102,589	353.76	-

注：夜間開館となる日数は、土曜・祝日等を考慮し290日として計算

夜間の開館に際しては2名の担当者が業務に当たるが、南菅、王禅寺、片平、虹ヶ丘の各館では1日当たり夜間利用者が2名を切っており、配置される担当者数を下回る状況である。他方、川崎区にある桜本・浅田・渡田の各館は、多くの人々に利用されている。

このように、夜間利用の多い館と少ない館の格差が顕著である。夜間利用のニーズは、地区の特性や類似施設等の存在によって異なるため、夜間利用の少ない館についてはその理由を調査する必要がある。その上で、ニーズがあるにもかかわらず利用が少ない館については利用を促進し、また、ニーズそのものが少ない館については閉館時間を見直すことを検討すべきである。

2. 固定資産管理について

往査した幸こども文化センターにおいて、固定資産の現物管理の状況を確認するため、市の物品台帳、団体の固定資産台帳から任意に数件、台帳と現物との照合作業を実施した。

現場での資産管理意識は高く、物品の所在場所の整理がなされており、財団所有の固定資産については財団作成のシールの添付、不用品利用についてはその旨の表示がなされ、適切な資産管理がなされていた。これは、こども文化センターの管理に際し、市が市所有の備品の取得価額の5%相当額を備品賃借料として指定管理者より徴収していることも影響していると考えられる。

備品の管理意識の向上に有効であれば、他の指定管理施設においても、こども文化センターにならい、有償貸与を検討することも有用であると考ええる。

3. 事業実施のチェック（モニタリング）の有効性について

モニタリングは、指定管理者による公共サービスの履行に関し協定等に従い適切なサービス提供が実施されているかを確認する手段である。モニタリングが適切に実施されないことにより、重大な事故の発生の可能性、公共サービスの水準の低下、指定管理者の組織自体の破綻により施設の運営管理が継続できなくなるリスクが生じることも予想される。

川崎市から指定管理者へのモニタリングの方法としては、協定上、年に1回の事業報告書の提出及び緊急事態発生時の報告並びに現場視察が規定されている。指定管理予定者選定委員会では、事業報告書、所管課及び有識者の意見を参考に年度ごとの管理運営に対する評価が実施され、実施結果は公表されている。評価は、総務局より提示されている評価項目をベースにしつつ、各館の運営形態に合わせた評価項目を設定し、実施している。

しかし、具体的な評価基準をまとめた評価マニュアルは無いため、評価実施結果にばらつきが出ることが予想される。他の地方自治体では、指定管理者評価マニュアルを作成し評価を実施している事例も見られ、川崎市においても評価基準を統一して評価を実施することも有用であると考ええる。

なお、具体的には、「第1節 全般的事項 第4 川崎市の指定管理者制度 IV 監査の結果 6. モニタリングについて」を参照のこと。

指定管理者に対する意見

4. 利用者アンケート箱の設置について

こども文化センターでは、利用者のニーズの調査手段として、運営協議会、こども会議などからの意見の吸上げ、行事に関連したアンケートなどが行われている。往査した幸こども文化センターでも、運営協議会やこども会議などからの意見の吸上げ、行事に関連したアンケートは実施されていたが、館内に意見箱のようなものは設置されていなかった。意見・要望の中には、直接意見を申し出ることが困難なケースもあると考えられるため、意見箱の設置により随時提案を受け付けることも有効ではないかと考える。

なお、(財)かわさき市民活動センターの管理する他のこども文化センターでは、意見箱の設置を行っている館もあるとのことであり、相互に情報交換を行いながら積極的に市民ニーズの把握に努める必要があると考える。